

日本脳炎を 予防しましょう

日本脳炎は、人から人への感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖された後、ブタを刺したコガタアカイエカが人を刺すことによつて感染します。

感染源は日本脳炎ウイルスを媒介する蚊ですが、蚊に刺されたからといって必ず感染するものではありません。

虫よけスプレーや蚊取り線香などを利用し、肌を露出しない服装を心がけ、蚊に刺されないようにしましょう。また、蚊の発生を減らすために、住居周辺に水たまりを作らないよう、側溝等に落ち葉や土砂がたまることで流れが滞らないように、定期的な清掃しましょう。

予防接種のご案内

日本脳炎の予防接種については、従来のマウス脳ワクチンに加え、乾燥細胞培養ワクチンが1期に使用できるワクチンとして、6月に新しく承認されましたが、厚生労働省の勧告により積極的な勧奨は行っていません。ただし、流行地へ渡航する等の理由で接種を希望される場合は、左記へご連絡ください。

※市の実施する日本脳炎予防接種は、1期(3〜7歳半)・2期(9〜13歳)が対象です。

問い合わせ

保健介護課 健康支援担当

☎ 65-0703

☎ 63-4085

国民年金の 保険料免除申請受付中

平成21年度

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。現在申請を受けつけていますので、保険年金課・各支所または草津社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。

■承認期間

原則7月から翌年の6月まで

承認された期間は、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されます。また、万一の障害や死亡といった不慮の事故の際に支給される障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するときも保険料を納めた場合と同じ扱いになります。

ただし、1/4納付は月額3,670円、1/2納付は月額7,330円、3/4納付は月額11,000円の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

■申請に必要なもの

年金手帳・認印・前年所得を証明する書類(所得の確認ができない方のみ)・失業したことを確認できる書類(退職した方のみ)

問い合わせ

保険年金課 国保年金係 ☎ 65-0688 ☎ 63-4618

草津社会保険事務所 国民年金業務課 ☎ 077-567-2220

食中毒に注意!

夏の暑い時期には、食中毒を起こす細菌が増えやすくなり、食中毒が多発します。食中毒を起こす食べ物は色や臭いで見分けることができませんが、次のことに十分気をつけて、食中毒を予防しましょう。

- 食品を取り扱うときは、手をよく洗いましょう。
- まな板、ふきんなどは熱湯や漂白剤で殺菌しましょう。

問い合わせ

保健介護課 健康支援担当

☎ 65-0703

☎ 63-4085